

(別紙)

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2020.12.3 Ver.5)」

第4章 感染が広がった場合における対応について

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

② 感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒に対し、学校保健安全第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して、2週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病欠休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、幼児に発熱等の風邪の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります。感染がまん延している地域（レベル2や3の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2020.12.3 Ver.5)」

第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

2. 基本的な感染症対策の実施

(1) 感染源を絶つこと

① 発熱時の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒も教職員も、自宅で休養することを徹底します。(レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにして下さい。このためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠となります。

この場合、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒等の指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録して下さい。

第4章 感染が広がった場合における対応について

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。(この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせず「出席停止・忌引等の日数」として記録して下さい。)

なお、特に低学年の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる必要があるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。